

学校法人北野学園
役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北野学園（以下「法人」という。）の寄附行為第58条1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態であるものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、通勤手当、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、通勤手当、退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 原則として別表Ⅰに定める額
- (2) 通勤手当 学校法人北野学園給与規程第11条を準用する。
- (3) 退職金 「財団法人私立大学退職金財団」或は「長野県私学教育協会」に加入するものとし、退職金はこの規程により算出した額とする。

2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 原則として別表Ⅱに定める額
- (2) 退職金 別表Ⅲに定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬、通勤手当 毎月25日(ただし、支給日が休日にあたる場合は、その直前の休日ではない日に支払うものとする。)

(2) 退職金 任期の満了、辞任、又は死亡により退職した後1か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 3月25日(ただし、支給日が休日にあたる場合は、その直前の休日ではない日に支払うものとする。)

(2) 退職金 任期の満了、辞任、又は死亡により退職した後1か月以内

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の口座に振込むものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、学校法人北野学園出張旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合、1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、**私立学校法第107条第1項3号**に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経て行うものとする。

附則 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

別表 I 常勤の役員の報酬

号給	金額
1	月額 300,000円
2	月額 350,000円
3	月額 400,000円
4	月額 450,000円
5	月額 500,000円
6	月額 550,000円
7	月額 600,000円
8	月額 650,000円
9	月額 700,000円
10	月額 750,000円
11	月額 800,000円
12	月額 850,000円
13	月額 900,000円
14	月額 950,000円
15	月額 1,000,000円

別表Ⅱ 非常勤の役員の報酬

号給	金額
1	年額 100,000円
2	年額 200,000円
3	年額 300,000円
4	年額 400,000円
5	年額 500,000円
6	年額 600,000円
7	年額 700,000円
8	年額 800,000円
9	年額 900,000円
10	年額 1,000,000円
11	年額 1,100,000円
12	年額 1,200,000円
13	年額 1,300,000円
14	年額 1,400,000円
15	年額 1,500,000円

別表Ⅲ 非常勤の役員の退職金算定式

$\text{退任時の役員報酬の年額} \times 1/5 \times \text{在任年数}$
--

在任年数は1か月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。